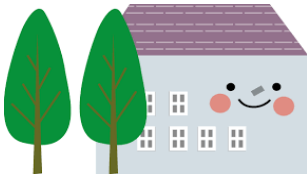


小諸市川辺地籍(大字大久保・大字山浦)対象



平成30年4月1日から 建築確認申請が必要になります

①区域の廃止について

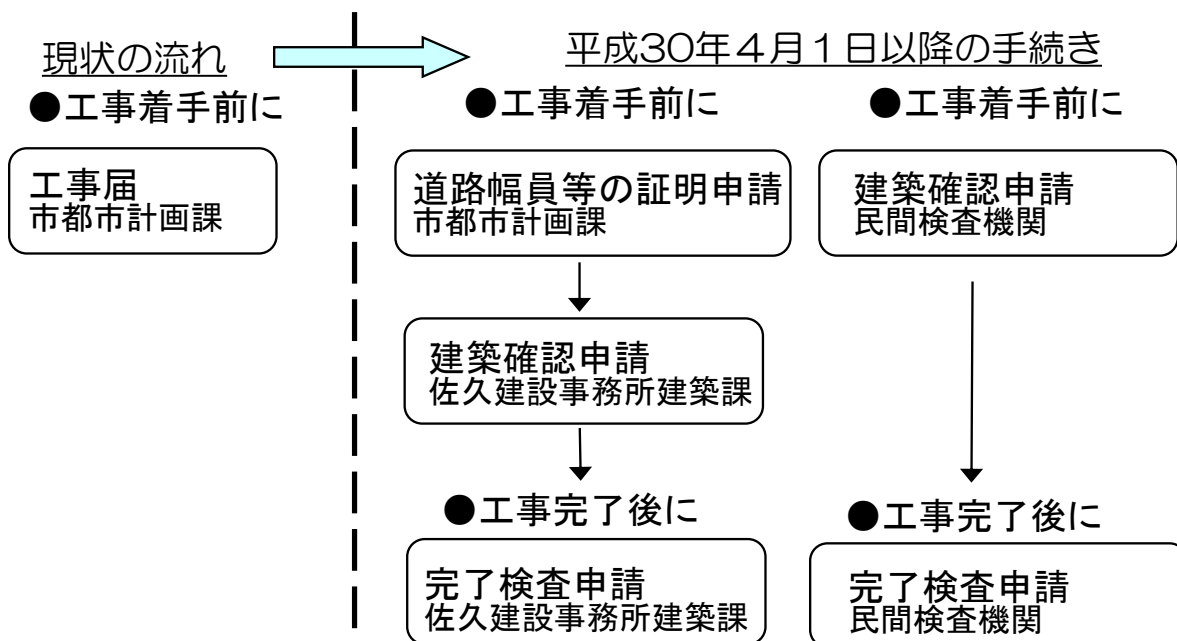
川辺地区(大字山浦及び大久保)は、住宅建築をはじめとする建築行為について、建築基準法を遵守しなければなりません。市内で唯一、建築基準法に基づく建築確認を要さない区域となっており、長野県から区域の廃止を検討するよう依頼がありました。

そこで、地元説明会や意見募集を行い手続きをすすめ、長野県との協議の結果、平成30年4月1日に区域を廃止することとなりました。

②平成30年4月1日以降の変更

平成30年4月1日から、市都市計画課で道路幅員等の証明を行った後、佐久建設事務所建築課へ建築確認申請を行うか、もしくは民間確認検査機関へ建築確認申請を行うこととなります。

なお、平成30年3月31日までに工事届があったものについては、建築確認申請は不要です。



③スケジュール

平成30年4月1日 区域廃止 ⇒ 建築確認申請が必要になります

【問い合わせ先】

区域見直しの手続き 小諸市都市計画課都市計画係 ☎0267-22-1700 内線2243

建築確認に係る具体的なご相談 長野県佐久建設事務所建築課 ☎0267-63-3160